

「九州大学修学支援奨学金」について

1. 目 的

九州大学基金の修学支援事業基金により、学業成績が優秀であり、かつ、経済的理由により修学に困難であると認められる学部学生を支援するため、奨学金を給付します。

2. 対象者

本学独自制度の授業料免除（2年次以上は前年度後期、1年次は今年度前期）の判定において全額免除を認められた学部学生（留学生を除く）のうち、九州大学から本奨学金の対象者として通知があった者

3. 採用人数

30名程度（1～4年次は各7名程度、5・6年次は各1名程度）

4. 奨学金の給付額・期間

月額3万円・1年間

5. 奨学生の募集

4月時点で2年次以上の対象者には5月下旬頃、1年次の対象者には7月下旬頃に、学生ポータルシステム「あなたへのお知らせ」により、奨学生募集を通知します。

なお、以下に該当する場合は応募できません。

- ・留学以外の事由により留年した者又は前年度から原級に留まっている者
- ・大学からの奨学金を併用できない民間奨学団体等の奨学金を受給している者

6. 他の奨学金との併給の可否

- (1) 日本学生支援機構奨学金及び民間奨学財団の奨学金との併給は可能です。ただし、併給が認められない奨学金を受給する場合は、いずれかを辞退する必要があります。
- (2) 以下の九州大学基金による支援事業との併給はできません。

【奨学金】中本博雄賞修学支援奨学金、市川節造奨学金、利章奨学金、山川賞、
九州大学未来人材育成奨学金

7. 奨学生の義務

九州大学修学支援奨学金は、経済的理由により修学に困難がある学生の支援を目的に、九州大学の卒業生・教職員・関係者等の寄附により設立された九州大学基金（修学支援事業基金）により実施しています。本奨学金の奨学生には、寄附者のご期待に沿えられるよう、学業に専念し、より高い学修成果を挙げることを求めます。

- (1) 年度末に奨学金の使途及び学修成果について報告書を提出してください。
- (2) 学籍異動、住所変更その他重要な事項について異動があるときは、直ちにキャリア・奨学支援課に届け出てください。

8. 奨学金の廃止

奨学生が次のいずれかに該当する場合は、その事由の生じた月以降の奨学金の給付を取り止めることとします。また、その事由の生じた月に遡り、奨学金の返還を求めることがあります。

- (1) 奨学生の学業又は資質向上に関わらない事由により休学したとき
- (2) 卒業、退学又は除籍により学籍を失ったとき
- (3) 学業成績又は性行が奨学生としてふさわしくない状態になったとき
- (4) 奨学生の義務を履行しなかったとき

※ 奨学金の廃止となる場合は、その事由が生じた時点に遡り、奨学金給付額相当の返還を求めることがあります。

9. 奨学金の休止

奨学生の学業又は資質向上に係わる事由により休学する場合は、奨学金の給付を継続することとし、奨学生からの申し出により奨学金の給付を中断し、本奨学金の給付時期の1ヶ月前までに復学した場合は復学後に再開することができます。

【問い合わせ先】

学務部キャリア・奨学支援課奨学金係（伊都地区 センター1号館2階）

電話 092-802-5931

メール gagshogaku@jimu.kyushu-u.ac.jp